

昭和二十一年三月三十一日

第二復員員入多同進任課



閣令 第一號別表第一 所謂遣放令該當者ニ關スル件  
内務省令

一 正規海軍特設ニ該當スル者

(1) 海軍兵學校生徒ニ該當シテ了シ海軍少尉候補生ヨリ海軍少尉ニ任用セラレタル者

(2) 海軍兵學校生徒ニ該當シテ了シ海軍少尉候補生ヨリ海軍少尉ニ任用セラレタル者

(註) 昭和十七年海軍少尉候補生ノ名簿ハ廢止セラレ海軍少尉候補生ヨリ海軍少尉トナレ

(3) 海軍兵學校生徒ニ該當シテ了シ海軍少尉候補生ヨリ海軍少尉ニ任用セラレタル者

少尉ニ任用セラレタル者

(4) 文部省所管ノ諸學校ヲ了シ海軍少尉候補生ヨリ海軍少尉ニ任用セラレタル者

(5) 現役海軍少尉候補生ヨリ海軍少尉ニ任用セラレタル者

(註) 武官ニシテ該當セザル者ハ左ノ如シ

(1) 海軍少尉候補生ヨリ海軍少尉ニ任用セラレタル者

(2) 海軍少尉候補生ヨリ海軍少尉ニ任用セラレタル者

(3) 海軍少尉候補生ヨリ海軍少尉ニ任用セラレタル者

海軍少尉

三 海軍特別志願官補將校ニ任當スル者

(4) 召募申ノ海軍員ヨリ現役ノ士官ニ少官シタル者

(註) 海軍員トハ高等海軍學校ニ入水卒業者所ニ洋員候補等ヲ含ム  
ヲ卒業シ海軍少尉(海軍士官)ニ任用セラレタル者及大學  
會ニ依ル大學ノ畢業若ハ修業・高等學校及高等・專門學校  
若ハ海軍大臣ニ於テ之ト同等以上ト認ムル卒業ヲ卒業シタ  
ル者ニシテ海軍醫官學生又ハ海軍醫官學生ニ修了シ海  
軍少尉(海軍士官)ニ任用セラレタル所屬卒業出身者ナリ  
但シ之等ノ内現役ニ任官セル員トハ海軍少尉ニシテ大  
部分ノ海軍士官ハ該官セザル者トシテ現役トテ誤リナシ  
(4) 項ニ該當スル者ハ殆ブト全ク本規定及海軍特別志願官ニ該當シテ當ニ  
取扱フ要ナキモノト認ム

(參 考)

所謂特別(二年)現役士官ヨリ現役ニ海官(二年)以上現役ヲ修  
明セル者トハ該官若ニアラザルコト前述ノ通 (參 考)